

平成25年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省25-④)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策4：分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			担当部局 課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	総務室長 吉永 浩
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地方分権型社会の確立を目指す。					政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	(※2)		目標(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度			
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	<p>条例による通年会期の選択的導入、臨時会の招集権の議長への付与などを内容とする地方自治法改正法は平成24年9月5日に公布</p> <p>第30次地方制度調査会において、大都市のあり方について審議し、大都市制度についての専門小委員会中間報告を平成24年12月20日にとりまとめ</p>	24年度	25年度	<p>第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方の見直しに取り組む</p>	<p>今後一層の人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、人々が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるようにしていくためには、大都市等における効率的・効果的な行政体制の整備や住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みづくりが必要であることから、地方自治制度の見直しを指標として設定。</p>	
	2 地方公共団体における事務の共同処理の活用状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、活用状況を把握し必要な情報を提供	24年度	25年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、活用状況を把握し必要な情報を提供	<p>平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにする必要があるので、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。</p>	
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3 地方公共団体における行政改革の取組状況	各地方公共団体が自主的・主体的に行政改革を行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	24年度	25年度	各地方公共団体が自主的・主体的に行政改革を行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	<p>各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。</p> <p>【参考(平成24年度実績)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における行政改革の取組状況調査(平成25年2月8日公表)</li> <li>・公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査(平成24年11月6日公表)</li> </ul>	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	4	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	24年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	25年度	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	5	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供	24年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供	25年度	【参考(平成24年度実績)】 ○地方公務員数の推移 地方公共団体の総職員数 276万8,913人(対前年比▲20,076人)(平成24年4月1日現在) ○ラスパイレス指数の状況 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数 107.0(参考値(注1) 98.9)(平成24年4月1日現在) (平成23年4月1日現在のラスパイレス指数 98.9) ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(平成24年4月1日時点) ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体は85団体(全団体の4.8%)に減少 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は11手当(支給額ベースで削減率97.6%)に減少 ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施  (注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	6	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	24年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	25年度	
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	24年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	25年度	
	8	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率98.3% (1,758/1,789団体) 平成24年3月31日現在	24年度	実施率100%	25年度	
	9	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	24年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながることを考えられることから、指標として設定。  【参考(平成24年度実績)】 319団体(平成24年4月1日現在)
	10	人材育成基本方針の策定状況	策定率92.7% (1,658/1,789団体) 平成24年4月1日現在	24年度	策定率95%	25年度	各地方公共団体において人材育成方針を策定することで、その方向へ取り組む効果が生じ、地方公務員の適正な人事管理につながることを考えられることから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (※3)		25年度 当初予算額 (※3)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業 レビュー事業番号
	23年度	24年度				
(1) 地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	114百万円 (48百万円)	135百万円	111百万円	1~10	①地方制度・地方行政体制の整備等の推進、②市町村振興、広域連携の在り方についての調査・研究、③住民基本台帳制度等の円滑な運用の実施、外国人住民制度の整備、④地方行革の推進、⑤地方公務員制度の確立を図るための取組を実施することにより、地方行政制度の整備を図る。	0005
(2) 地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	211百万円 (211百万円)	211百万円	246百万円	—	地方自治法施行60周年記念貨幣の売却枚数に応じ、図柄となった都道府県に対し、地方分権の振興及び地域活性化に資する事業等に要する経費の一部に対する交付金を交付する。	0006
(3) 市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	4,886百万円 (4,808百万円)	4,319百万円	3,711百万円	2	旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年)に、旧市町村の人口に応じて市町村合併推進体制整備費補助金を交付し、新しいまちづくりを着実に支援するとともに、市町村の行財政基盤の強化を図る。	0007
(4) 市町村合併体制整備費補助金(平成13年度)	—	815百万円	42百万円	2		0009
(5) 地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	—	—	18百万円	1	地方議会が抱える課題等についての調査研究や、活発な議会活動に取り組む地方議会の事例紹介等を行うシンポジウムの開催等により、地方自治制度の見直しに資する。	新25-0001
(6) 地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	—	—	3百万円	3	地方独立行政法人会計基準の見直しの方向性について、外部有識者を交えた研究会等を実施し、その結果について地方公共団体へ情報提供を行う。	新25-0002
(7) 地方公務員給与実態調査に必要な経費(平成25年度)	—	—	84百万円	4~10	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得るため、5年毎に統計法第2条に基づく基幹統計として地方公務員給与実態調査を実施し、今後の地方公務員給与の一層の適正化に資する。	新25-0003

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。